

連 結 事 業 報 告 書

(2019年4月1日から)
(2020年3月31日まで)

株式会社 日本政策投資銀行

2020年6月26日

財務大臣 殿

東京都千代田区大手町一丁目9番6号
株式会社 日本政策投資銀行
代表取締役社長 渡辺 一

2019年4月1日から2020年3月31日までの業務及び財産の状況を次のとおり
報告します。

目 次

- 第1 事業概況書
 - 1 事業の概要
 - 2 業務別収支計算書
 - 3 子会社等の状況
 - 4 連結自己資本比率の状況
- 第2 連結財務諸表
 - 1 連結財務諸表の作成方針
 - 2 連結貸借対照表
 - 3 連結損益計算書及び連結包括利益計算書
 - 4 連結株主資本等変動計算書
 - 5 連結キャッシュ・フロー計算書
 - 6 連結注記表

第1 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで) 事業概況書

1 事業の概要

【主要な事業の内容】

当行グループ（当行及び当行の関係会社）は、2020年3月31日現在、当行、子会社等87社（うちDBJアセットマネジメント株式会社等の連結される子会社等33社、非連結の子会社等54社）及び関連会社27社（持分法適用の関連会社）で構成されております。

また、当行グループは、長期資金の供給（出融資）を主たる業務としております。

当行は、当行設立の根拠である株式会社日本政策投資銀行法（平成19年法律第85号。以下「DBJ法」という。）に基づく業務を行っております。なお、当行の事業の内容については、以下のとおりであります。

- 目的 出資と融資を一体的に行う手法その他高度な金融上の手法を用いることにより、長期の事業資金に係る投融資機能を発揮し、長期の事業資金を必要とするお客様に対する資金供給の円滑化及び金融機能の高度化に寄与すること。
- 業務の範囲 日本政策投資銀行（以下「旧DBJ」という。）の業務（出資・融資・債務保証等）を基本として、新金融技術を活用した業務を行うとともに、資金調達面では主に社債や長期借入金による調達に加え、国の財政投融資計画に基づく財政融資資金、政府保証債等の長期・安定的な資金調達を行うこととしております。
- 業務の内容 当行は、長期資金の供給をはじめとする機能を複合的に発揮することにより、お客様への「投融資一体型金融サービス」の提供を行っております。具体的には、シニアローンから、メザニン、エクイティまでシームレスに対応するとともに、アレンジメント、アドバイザー等のサービスも展開しております。

【金融経済環境】

当連結会計年度の世界経済は、米中貿易摩擦などで中国が減速し、欧州や東南アジアなどにも下押しとなりました。一方、米国では、昨夏以降、FRBによる利下げなどを受けて、景気は緩やかに拡大しました。年末には、米中の第一段階合意が報じられ、中国の持ち直しへの期待が高まりましたが、2月以降、新型コロナウイルスの影響で、景気は、全世界で急速に悪化しました。

我が国経済は、堅調な雇用・所得環境のもとで、消費を中心に緩やかな景気回復が続きましたが、年度後半は、消費増税、大型台風などの自然災害や外需の弱含みによる下押しとなり、回復が足踏みしました。輸出は世界経済の減速などで弱含みましたが、年末以降、米中の第一段階合意や半導体需要の持ち直しで、底入れの兆しがみられました。個人消費は、年度前半、良好な所得・雇用環境のもとで、基調としては緩やかに回復しましたが、後半は、10月の消費増税、大型台風や暖冬などで足踏みしました。企業収益は、横ばいながら高水準で推移し、設備投資は、人手不足や新技術、イノベーションへの対応などもあり、基調としては緩やかに増加しました。ただし、2月以降は、新型コロナウイルスの影響による消費や輸出、収益への下押しが急速に強まりました。

消費者物価（生鮮食品、消費増税などの影響を除く。）は、人手不足により外食などでは上昇しましたが、全体の上昇率は緩やかにとどまりました。

金融政策では、日本銀行は緩和の副作用も指摘される中、追加緩和を見送ってきましたが、新型コロナウイルスの感染拡大で3月半ばに金融市場が大きく混乱し、企業金融などへの影響も懸念されたことから、企業金融支援、資産買い入れの増額などを決めました。

金融市場では、長期金利は、米国金利の低下などから、8月末に一時3年ぶりの低水準となるマイナス0.3%近くまで低下したあと、上昇に転じ、年度末は0%を僅かに上回って終わりました。為替レートは、8月に一時1米ドル=104円台まで円高が進んだあと、108円から111円の範囲で推移しました。年度末は、新型コロナウイルスの感染拡大による金融市場の混乱で、3月上旬に一時101円台まで円高が進みましたが、年度末は108円台で終わりました。日経平均株価は、欧米の金融緩和などを追い風に1月下旬に24,000円台まで上昇したあと、世界経済悪化への懸念から急落し、年度末は18,000円台で終わりました。

【企業集団の事業の経過及び成果】

<2019年度の概況について>

当行は、2008年10月1日の設立以降、旧DBJの業務を基本としつつ、お客様の課題を解決する投融資一体型の金融サービスを提供すべく業務を行ってきております。

こうした中、当事業年度の概況は、以下のとおりとなりました。なお、以下の融資業務、投資業務、コンサルティング/アドバイザー業務における金額は当行単体の数値を記載しております。

融資業務におきましては、伝統的なコーポレート融資によるシニアファイナンスに加え、ノンリコースローンやストラクチャードファイナンス、メザニンファイナンス等の金融手法を活用した融資まで、多様化する資金調達ニーズに対応して参りました。当事業年度における融資額は3兆4,015億円となりました。なお、危機対応業務による融資額につきまし

ては、以下の<危機対応業務について>をご参照ください。

投資業務におきましては、事業拡大・成長戦略や財務基盤の整備等、お客様の抱える様々な課題に対して、長期的視点に基づき適切に対応して参りました。また、当行は、2015年5月20日に公布・施行された「株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律」（平成27年法律第23号。以下「平成27年改正法」という。）に基づき、我が国の企業競争力強化や地域活性化の観点から、成長マネー（資本性資金・メザニン等）の供給を時限的・集中的に強化する取組として、2013年3月に創設した競争力強化ファンドを承継し、特定投資業務を開始しております。これらの取組も含め、当事業年度における投資額は5,503億円となりました。

コンサルティング/アドバイザー業務におきましては、旧DBJより培って参りましたネットワーク等を活かし、多様な業種・事業規模のお客様の競争力強化や、地域経済活性化に寄与する案件等について、コンサルティングを行い、アドバイザーとしてサポートを行って参りました。当事業年度における投融資関連手数料及びM&A等アドバイザーフィーは計107億円となりました。

また、当行は、新型コロナウイルス感染症による被害に対し万全の対応を図るべく、2020年3月16日付で、「新型コロナウイルス感染症特別対策本部」を設置いたしました。2020年3月19日には「新型コロナウイルス感染症に関する事案」が危機認定されており、同事案による影響を受けた事業者への支援を開始しております。当行は、これまでも金融危機や震災をはじめとする大規模災害等に対処する資金供給を行うとともに、当該業務を通じて培ったネットワークやノウハウをもとに、事業者の皆様を支援する取組を行って参りました。これまで培ってきた経験やノウハウを活用することにより、被害を受けた事業者の皆様に対し迅速かつ適確な支援体制を一層強化して参ります。

なお、当行におきましては、企業価値向上に向け、収益力の強化、自己調達基盤の拡充、ガバナンスの強化等に取り組んで参っております。

収益力の強化につきましては、複数の投資案件のEXIT等による利益の確保等もあり、以下のとおりの実績となっております。

(単位：億円)

	前連結会計年度	当連結会計年度	比較
連結業務粗利益	1,112	1,104	△8
経常利益	1,281	789	△491
親会社株主に帰属する当期純利益	919	504	△414
連結総自己資本比率	16.74%	17.37%	0.63%
連結普通株式等Tier1比率	16.65%	17.26%	0.60%

自己調達基盤の拡充に関しましては、社債発行では、3年公募債、5年公募債及び10年公募債を中心とする四半期毎の定例発行を柱としつつ、市場動向や投資家需要に応じて超長期年限を含むスポット債を発行、またMTNプログラムに基づき外貨建て社債も発行（当事業年度における社債（財投機関債）による調達額5,793億円）するなど、取組を強化しております。特に、外貨建て社債に関しましては、社会的責任投資債市場の拡大と投資家ニーズの多様化を捉え、2019年10月に、DBJ環境格付融資、DBJ Green Building認証制度による認証付与物件向け融資、再生可能エネルギープロジェクト向け融資等に資金用途を限定したDBJサステナビリティボンドの5度目の発行にも取り組んでおります。更に、資金調達の多様化の一環として地域金融機関からのシンジケート・ローンをはじめ、借入による資金調達も継続的に実施しております（当事業年度における財政投融資を除く借入による調達額5,831億円）。

また、ガバナンスにつきましては、平成27年改正法において、新たに特定投資業務や他の事業者との間の適正な競争関係を阻害することのないよう特に配慮することが義務付けられたこと等から、取締役会の諮問機関として、「特定投資業務モニタリング・ボード」を定期的開催するとともに、以前より設置していた「アドバイザリー・ボード」を改めて取締役会の諮問機関として位置づけ、その強化を図っております。

<危機対応業務について>

当行は、内外の金融秩序の混乱、大規模災害等の危機発生時において必要な資金を供給すべく、政府が指定する金融機関（指定金融機関）として、2008年10月1日より危機対応業務を開始し、同年秋以降の世界的な金融・経済危機による企業の資金繰りの悪化に対する対応を実施しました。

大規模災害等への対応としましては、2011年3月11日に発生した「東日本大震災」や「平成28年熊本地震」において、震災発生以降、インフラ復旧や地場企業向けに支援を行っております。

また、2020年3月19日には「新型コロナウイルス感染症に関する事案」が危機認定されており、同事案による影響を受けた事業者への支援を開始しております。

なお、当行は、平成27年改正法に基づき、当分の間、危機対応業務を行う責務を有することとなっております。

危機対応業務の運営につきましては、危機認定が継続している場合であっても、危機事案に起因する事象が解消した段階で、その事案に関する危機対応業務は実施しないこととしております。

「国際的な金融秩序の混乱に関する事案」や「東日本大震災に関する事案」、「新型コロナウイルス感染症に関する事案」等の危機対応業務への取組による2020年3月末における同業務の実績は、以下のとおりとなっております。

① 融資額：6兆2,186億円（1,153件）

（注1）2008年12月以降の危機対応業務としての累計融資額であり、同時点までに株式会社日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という。）からの信用供与を受けた金額であります。当事業年度における融資額は25億円（4件）です。なお、2020年3月末における残高は8,357億円であります。

（注2）「東日本大震災」に関する累計融資額は2兆7,914億円（178件）です。

（注3）リスク管理債権残高の危機対応業務に係る残高に対する比率は0.01%です。

② 損害担保：2,683億円（47件）

（注1）日本公庫より損害担保による信用の供与を受けた融資額及び出資額の合計金額であります。なお、2020年3月末における残高は2億円であります。

（注2）「東日本大震災」に関する融資額は19億円（7件）です。

（注3）当行の取引先であるマイクロンメモリジャパン合同会社（旧エルピーダメモリ株式会社）に対する債権等の一部については、日本公庫との間で損害担保取引に係る契約を締結しております。損害担保取引に係る契約を締結している当社に対する債権等としては、危機対応業務の実施による損害担保契約付融資額100億円のほか、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に定める認定事業者に対する出資額284億円（記載金額に利息、損害金等は含まれておりません。）があり、当行は日本公庫に対し、損害担保補償金合計277億円を請求し、既に支払いを受けております。なお、今後、補償金の支払いを受けた債権について元本に係る回収等を行ったときは、当該回収等に補てん割合を乗じた金額を日本公庫に納付（以下「回収納付」という。）します。

（注4）損害担保取引に係る契約に基づき、当事業年度において、当行が日本公庫より受領した補償金はありません。また、当行から日本公庫への回収納付の金額は4億円です。

（注5）2012年度以降における取組実績はありません。

③ CP購入額：3,610億円（68件）

（注1）2009年1月以降の危機対応業務としての累計CP購入額になります。なお、2020年3月末における残高はありません。

（注2）「東日本大震災」に関するCP購入はありません。

（注3）2010年度以降における取組実績はありません。

<2019年度（第12期）事業計画における実施方針に基づく危機対応業務の実施状況について>

当行は、平成27年改正法による当行に対する危機対応業務の責務化を受け、2019年度（第12期）事業計画において、危機対応業務の実施方針（以下「危機対応実施方針」という。）を定めており、当事業年度においては、当該危機対応実施方針に基づきセーフティネット機能を発揮すべく、適切に対応しております。

① 株式会社日本政策金融公庫法第2条第4号に規定する被害の発生時における対応の状況に関する事項

危機対応業務につきましては、東日本大震災や平成28年熊本地震にかかる危機に加え、当事業年度において新たに危機認定された、「新型コロナウイルス感染症に関する事案」についても対応を開始しております。

なお、今後、新たな危機認定事案が発生した場合には、相談窓口を設置するなど、危機対応実施方針に基づいて体制を整備し、速やかに対応を行って参ります。

危機認定事案につきましては、平成27年改正法による当行に対する危機対応業務の責務化の趣旨を十分に踏まえ、過去の対応等における経験や産業界・政府部門とのネットワークを活かし、引き続き指定金融機関として適時適切に対応して参ります。なお、危機対応にかかる取組実績については、上述の〈危機対応業務について〉をご参照ください。

② 株式会社日本政策金融公庫法第2条第4号に規定する被害の発生に備えた取組の状況に関する事項

当事業年度においては、平成27年改正法による危機対応業務の責務化の趣旨を踏まえ、所要の規程改正や相談窓口の設置などの体制整備等を実施しております。また、それらの情報等については、当行内の連絡機会等を通じ各投融資業務担当部店等に周知徹底するなどの取組を実施してきております。

なお、当行は、2020年3月末時点において累計で106の金融機関と業務提携を締結しており、これらのネットワークを活かし、危機対応業務を含めた業務全般にかかる情報交換等を積極的に行っております。

③ その他危機対応業務の適確な実施に関する事項

危機対応業務に関しましては、これまで受けた2,065億2,900万円の政府出資等により、必要な財務基盤を確保しながら、危機対応実施方針に基づき、適確に業務を執行してきております。当事業年度における業績の概要については、【当連結会計年度業績の概要】をご参照ください。

〈特定投資業務について〉

平成27年改正法では、当行において、民間による成長資金の供給の促進を図るため、2020年度末までの間、地域活性化や企業の競争力の強化に特に資する出資等（特定投資業務）を集中的に実施し、2025年度末までに当該業務を完了するよう努めることとされており、政府による必要な出資等所要の措置が講じられております。

係る特定投資業務は、我が国産業競争力の強化に向け、2013年3月に当行が自主的な取組として設立した「競争力強化ファンド」を強化させるものと考えております。当行としましては、休眠技術の活用や新たな連携の促進といった企業活動を引き続き支援するとともに、特に地域活性化や企業の競争力強化に資するリスクマネー供給に適切に取り組んで参ります。

特定投資業務の2020年3月末における投融資決定の実績としては、取組開始からの累計として、7,171億円（100件）となっております。なお、株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令附則第2条に定める業務別収支計算書については、「2 業務別収支計算書」をご参照ください。

なお、特定投資業務に関し、法令に基づき、政策目的に沿って行われていること、民業補完・奨励及び適正な競争関係が確保されていること等について客観的な評価・監視等を実施するための体制整備として、金融資本市場や産業界など以下の社外有識者で構成される「特定投資業務モニタリング・ボード」を取締役会の諮問機関として設置しております。なお、当事業年度におきましては、2回開催しております。

社外有識者（五十音順、敬称略）

岩本 秀治（一般社団法人全国銀行協会副会長兼専務理事）
奥 正之（株式会社三井住友フィナンシャルグループ名誉顧問）
中西 勝則（株式会社静岡銀行代表取締役会長）
山内 孝（マツダ株式会社相談役）
横尾 敬介（株式会社産業革新投資機構代表取締役社長CEO）
渡 文明（ENEOSホールディングス株式会社名誉顧問）

また、政府における「（株）日本政策投資銀行の特定投資業務の在り方に関する検討会」（2019年10月3日第1回開催、同年11月26日第4回開催（とりまとめ））での議論等を踏まえ、「株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律」（令和2年法律第29号。以下、「令和2年改正法」という。）が2020年5月22日に公布・施行されております。令和2年改正法においては、特定投資業務について、以下のとおり所要の措置を講ずることとされています。

（1）投資決定期限及び政府による出資期限を2021年3月31日から2026年3月31日まで延長。

（2）業務完了期限を2026年3月31日から2031年3月31日まで延長。

<2019年度（第12期）事業計画における実施方針に基づく特定投資業務の実施状況について>

当行は、平成27年改正法により、民間による成長資金の供給の促進を図る目的で新たに特定投資業務が措置されたことを受け、2019年度（第12期）事業計画において、特定投資業務の実施方針（以下「特定投資実施方針」という。）を定めており、当事業年度においては、当該特定投資実施方針に基づき適切に対応を行い、成長資金の供給機能の発揮に努めております。

① 特定投資業務の実施に係る基本的な方針に基づく特定投資業務の実施状況に関する事項

特定投資業務につきましては、民間による成長資金の供給の促進を図るため時限的に講じられているものであることを踏まえ、特定投資実施方針に基づき、民業の補完または奨励の徹底、民間金融機関等の資金・能力の積極的な活用及び民間を中心とした資本市場の活性化の促進、「成長戦略フォローアップ」や「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」などの地域経済の活性化や我が国の企業の競争力の強化のために講じられる関係施策との適切な連携等に留意した業務運営を行い、投融資決定を行ってきております。特に地域向けの成長資金供給については、民間金融機関等との共同ファンドの組成（当事業年度においては6件（取組開始からの累計として24件）の共同ファンドを創設）等

を通じた協働案件の発掘、組成によるノウハウシェアなどの連携の促進に努めております。なお、2020年3月末における特定投資業務の取組実績は、以下のとおりとなっております。併せて、上述の〈特定投資業務について〉もご参照ください。

特定投資業務の投融資決定の実績（2020年3月末現在）

7,171億円（100件） うち投融資実績額5,902億円

（注1）2020年3月末時点で、投融資実績額5,902億円に対して誘発された民間投融資額については総額4兆420億円となっており、民間金融機関・事業者・投資家等と協働した成長資金供給という目的に関し十分な達成が図られております。

（注2）投融資決定した100件のうち、個別案件への投融資決定件数は76件、共同ファンドの組成決定件数は24件（共同ファンドからの投融資決定件数は45件）となっております。なお、2019年度の特定投資業務の実績については、当行のホームページに掲載しております。（<https://www.db.ji.jp/news/>）

（注3）投融資決定した案件のうち、特定投資指針（平成27年財務省告示第218号）二(2)②ア(7)に定める成長資金に係る当行の供給比率が50%を超える案件は、2020年3月末時点で4件あります。

（注4）投融資決定した案件のうち、特定投資指針（平成27年財務省告示第218号）二(2)②ア(イ)に定める議決権に係る当行の割合が50%を超える案件は、2020年3月末時点で1件あります。

（注5）エグジットまたは完済となったのは、個別案件への投融資決定案件で累計3件、共同ファンドからの投融資決定案件で累計3件あります。

② 一般の金融機関が行う金融及び民間の投資の補完又は奨励に係る措置の実施状況に関する事項

当事業年度においては、民間金融機関等による資金供給のみでは十分な実施が困難な事業に対して率先して資金供給を行うこと、また、民間金融機関等からの出資等による資金を出来るだけ多く確保し協働による成長資金供給の成功事例を積み上げていくことなど、民業の補完または奨励に徹することについて、当行内の連絡機会等を通じ、各投融資業務担当部店等に周知徹底するなどの取組を実施してきております。

③ 特定事業活動に対する金融機関その他の者による資金供給の促進に係る取組の状況に関する事項

民間金融機関等との協働による成長資金供給につき、平成27年改正法等を踏まえ講じた所要の規程や体制に基づき、適切に取り組んできております。

また、当行は、2020年3月末時点において累計で106の金融機関と業務提携を締結しております。民間金融機関等とは、特定投資業務における取組実績での協働に加え、事業の成長や承継にかかるリスクマネー供給を目的とした共同ファンドの組成（当事業年度においては、特定投資業務として2件の共同ファンドを創設）等を通じて成長資金供給にかかるノウハウの共有や人材育成等に積極的に取り組んでおります。

④ 特定投資業務の実施状況に係る評価及び監視の結果を踏まえた対応の状況に関する事項

当事業年度に開催した「特定投資業務モニタリング・ボード」においては、特定投資業務に関して、その進捗及び地域案件への取組に対する評価と共に、その取組や制度について金融機関のみならず事業者へも周知していくべきではないかとの意見が寄せられました。また、地域金融機関との共同ファンドについて他地域への更なる横展開や事業承継案件等への取組に対する期待が表明された他、民間金融機関からのリスクマネー供給を促進するためにも成功事例の積み上げに努められたいとの意見がありました。これを踏まえ、地域案件について地域金融機関との共同ファンド経由の案件等を通じ、リスクマネー供給等に係るノウハウ提供等を引き続き行い、専門的知識を蓄えた人材の育成、地域のモデル案件の横展開を進めるとともに、当行が知見を有する産業分野での適切な事業性評価やリスクシェアの工夫等を通じて、民間金融機関等との協調によるリスクマネー供給拡大に努めて参ります。

なお、第十回会合も2020年6月3日に開催したところであり、その議論等につきましても、今後適時適切に特定投資業務の実施へ反映させて参ります。

⑤ その他特定投資業務の適確な実施に関する事項

特定投資業務における他の事業者との適正な競争関係の確保にかかる状況その他の特定投資業務の実施状況を検証するため、当事業年度においては、全国銀行協会、全国地方銀行協会及び第二地方銀行協会（会員の民間金融機関を含む。以下「民間金融機関及び協会」という。）との間で、それぞれ2回（計6回）の意見交換会を実施しており、これを踏まえた議論等を「特定投資業務モニタリング・ボード」で実施しております。

なお、民間金融機関及び協会とは、2020年5月にもそれぞれとの間で意見交換会を実施しており、それらを踏まえた議論等を「特定投資業務モニタリング・ボード」第十回会合において行ったところであり、その議論等については今後適時適切に特定投資業務の実施へ反映させて参ります。

<他の事業者との間の適正な競争関係の確保について>

当行が2008年10月に株式会社として設立されて以来、当行の経営全般に対する助言等を行う、経営会議の諮問機関として「アドバイザー・ボード」を設置しておりましたが、平成27年改正法において、当分の間、当行に対し、その業務を行うに当たって他の事業者との間の適正な競争関係を阻害することのないよう特に配慮することが義務付けられたことから、同ボードを改めて取締役会の諮問機関として位置づけ、民間金融機関との適正な競争関係の確保に関しても従来にも増して重要な事柄として審議・評価を行って頂くこととしております。なお、当事業年度におきましては、2回開催しております。同ボードは次の社外有識者及び社外取締役により構成されております。

社外有識者（五十音順、敬称略）

秋池 玲子（株式会社ボストン・コンサルティング・グループ マネージング・ディレクター&シニア・パートナー）

奥 正之（株式会社三井住友フィナンシャルグループ名誉顧問）

釜 和明（株式会社IHI 特別顧問）

中西 勝則（株式会社静岡銀行代表取締役会長）

根津 嘉澄（東武鉄道株式会社代表取締役社長）

社外取締役

三村 明夫（日本製鉄株式会社名誉会長）

植田 和男（共立女子大学ビジネス学部長 教授）

<2019年度（第12期）事業計画における他の事業者との間の適正な競争関係の確保に係る方針に基づく業務の実施状況について>

① 他の事業者との間の適正な競争関係の確保に配慮した業務運営の方針に基づく業務の実施状況

2019年度（第12期）事業計画に基づき、市場規律をゆがめたり、徒な規模拡大がなされないよう留意するなど、他の事業者との間の適正な競争関係の確保に向け、適切に業務を運営しております。

また、業務提携を締結している金融機関とのネットワークを活用し、当行の業務全般について情報交換等を常に行うことで、投融資等の協働等につながるようリレーションの強化にも努めております。

② 一般の金融機関その他の他の事業者の意見を業務運営に反映させるための取組の状況に関する事項

当行業務運営における他の事業者との適正な競争関係の確保にかかる状況その他の業務の実施状況を検証するため、当事業年度においては、民間金融機関及び協会との間で、計6回の意見交換会を実施しております。

意見交換会においては、適正な競争関係の観点で概ね問題はなく、連携・協働事例が多く実現されている点を評価する意見や、当意見交換会の取組を評価し、現場レベルでの交流機会の一層の増加を期待する意見がありました。連携・協働に関しては、海外案件も含めた資金運用機会の提供、地域金融機関への案件を通じたノウハウ提供や人材育成支援、ESG/SDGsへの積極的な取組に対する期待が寄せられた他、引き続き市場レートを意識したプライシング等に留意し、適正な競争関係の確保に努めて欲しい旨の意見も寄せられました。今後も、地域毎のきめ細かな情報提供等を通じた民間金融機関との協働の推進と、市場規律を意識した業務運営に努めて参ります。

また、当事業年度に開催した「アドバイザー・ボード」においては、主に、特定投資業務について、業種や規模にかかわらず、地域のモデルとなる案件を通じて地域金融機関にも裾野を広げ、民間のリスクマネー供給の促進につながるよう意識して引き続き取り組むことを期待する旨の意見等が寄せられました。これらを踏まえ、地域金融機関との協調でのリスクマネー供給等に係る積極的なノウハウ提供等を引き続き行い、専門的知識を蓄えた人材の育成や地域のモデル案件の横展開に努めていくとともに、より一層適切にモニタリングし、今後も意見交換会の実施等を通じて民間金融機関との協調や適正な競争関係に配慮した取組を推進することとしております。

なお、民間金融機関及び協会とは、2020年5月にもそれぞれとの間で意見交換会を実施しており、それらを踏まえた議論等を、2020年7月に開催する「アドバイザー・ボード」において行う予定であり、その議論等につきましても今後適時適切に業務運営へ反映させて参ります。

③ その他他の事業者との間の適正な競争関係の確保に係る取組の実施状況に関する事項

2019年度（第12期）事業計画に基づき、民間金融機関やファンド等多様な金融機関との連携強化を引き続き推進しております。

具体的には、特定投資業務における取組実績での協働に加え、事業の成長や承継等にかかるリスクマネー供給を目的とした共同ファンドの組成（当事業年度においては、民間金融機関等と6件の共同ファンドを創設）等を通じた連携に取り組んでいるほか、これまでに構築したネットワーク（2020年3月末時点において累計で106の金融機関と業務提携を締結等）を活用して、19の地域金融機関との間でPPP/PFIセミナーを共催するなど、様々な分野で情報交換等を行うことで、投融資等の協働機会の創出や各地域金融機関が注力する業務分野に応じた新たな業務提携の促進に努めております。

<地域活性化に関する取組の強化について>

地域においては、地方から東京圏への人口流出に歯止めがかからず、地域経済の弱体化に拍車がかかる事態となっています。また、高度成長期以降に整備したインフラが、今後一斉に老朽化し、地域の各自治体の財政を圧迫する要因になることが予想される一方、近年、大規模自然災害が増加傾向にあります。係る状況下、地域の企業にとっては、「海外展開」または「海外から稼ぐ」ことを含む成長戦略の追求、事業再構築を通じた企業価値の維持向上、Society5.0の推進等が経営課題になると考えられます。また、地域の自治体等にとっては、民間のノウハウも活用し、トータルコストの縮減・平準化等、地方財政の負担軽減につなげていくことが必要であることに加え、災害レジリエンス（回復力）を強化させ、地域住民が安心して生活できる地域社会の構築が必要です。

当行は、地域のパートナーとして、「地域と東京」、「地域と地域」、「地域とグローバル」を「繋げる」ことで価値を生み出すこと、リスクマネーやコンサルティング機能等を活用した「課題解決」にフォーカスすることの2点を念頭に、地方創生・地域活性化を支援しています。

ナレッジ提供面では、(1) 交流人口増加、(2) 地域資源の有効活用、(3) 官民連携支援の観点から、具体的には、以下の調査・支援業務等に取り組んでいます。

(1) に関しては、①日本版観光DMO形成支援、②アジア・欧米豪 訪日外国人旅行者の意向調査(2012年より8年連続で公益財団法人日本交通公社と共同で実施)、③「スポーツ」を活かしたまちづくり支援・調査(これからの街づくりの中核施設として、複合的な機能を組み合わせたサステナブルな交流施設を「スマート・ベニュー®」という概念で提唱等)等に取り組んでいます。

(2) に関しては、①地域商社形成、地域伝統ものづくり産業活性化へ向けた調査・支援、②公有資産マネジメント支援、③学校跡地活用、庁舎再編整備等を契機としたエリアマネジメント支援、④都市におけるグリーンインフラの効果検証等、地域活性化への提言(国交省が2020年3月に設立した「グリーンインフラ官民連携プラットフォーム」に当行も参画し、運営委員に就任)、⑤上下水道事業や森林分野の問題解決等へ向けた調査・提言、⑥地域公共交通調査(「自動運転の地域公共交通への活用可能性」に関するレポート発行等)、⑦古民家(歴史的建造物)再生支援、⑧「地域の人手不足対応」に関するレポート発行等に取り組んでいます。

(3) に関しては、①関係省庁(内閣府・国交省・総務省・文科省・厚労省等)や株式会社民間資金等活用事業推進機構等との緊密な協働による各種情報発信や地域プラットフォーム形成支援、②地方公共団体、地域金融機関等を対象にした「PPP/PFI 大学校」、「PPP/PFI セミナー」開催による当該分野の普及啓発、③PFI 法20周年企画(2019年はPFI 法施行から20周年の節目であったことから、PPP/PFI の過去の総括とともに今後の方向性を展望するべく、外部有識者会議での議論も含め多面的に検討を実施したもの)等、PPP/PFI の活用拡大を一層推進しております。

ファイナンス面では、地域金融機関等と協働しリスクマネー供給に係る取組を推進しており、2020年5月、「阿寒地域における観光産業の新たなプラットフォームづくり」が、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局が認定する「地方創生に資する金融機関等の『特徴的な取組事例』」に採択され、連携した3金融機関と共同で内閣府特命担当大臣(地方創生担当)より表彰を受けました。今後もリスクマネー供給を通じて地域活性化に積極的に取り組んで参ります。

近年、全国各地で連続して大きな被害をもたらす災害が発生していることから、全国に所在する支店・事務所ならびに本店関係部の密接な連携により、地域の災害対策に係る適切な初動対応を行うべく、2018年度に「地域復興対策本部」を設置いたしました。また、初動対応時における被災事業者の緊急的な資金需要に対して機動的かつ迅速に対応すべく、「地域緊急対策プログラム」を創設する等、被災地域の復旧・復興支援に取り組んでおります。2019年度においては、2019年6月18日に新潟県下越地方で発生した地震、令和元年8月の前線に伴う大雨、令和元年台風15号、令和元年台風19号に係る災害相談窓口を設置し、災害に伴う設備資金及び事業資金等の復旧資金の相談に対する受入体制を整えております。当行は各地域金融機関と連携しながら、同窓口に寄せられた相談や資金需要に対応しております。さらに当行は、内外の金融秩序の混乱や大規模な災害、テロリズムもしくは感染症等への対応に際し、地域経済の発展に寄与することを目的とし、全国の複数の地域金融機関と「災害対策業務協力協定」を締結しており、事業者等に対する円滑な金融機

能の発揮や事業者等に対するコンサルティング機能の発揮を目指します。

【当連結会計年度業績の概要】

以上のような事業の経過のもと、当連結会計年度の業績につきましては、次のとおりとなりました。

資産の部合計につきましては、17兆6,936億円（前連結会計年度末比6,140億円増加）となりました。このうち貸出金は12兆4,159億円（同比5,079億円減少）となりました。

負債の部につきましては、14兆2,596億円（同比4,763億円増加）となりました。このうち、債券及び社債は5兆6,968億円（同比3,998億円増加）、借入金は8兆709億円（同比830億円増加）となりました。

また、支払承諾につきましては、2,673億円（同比59億円減少）となりました。

純資産の部につきましては、3兆4,340億円（同比1,377億円増加）となりました。この増加は、当連結会計年度における親会社株主に帰属する当期純利益の計上が主な要因となっております。

なお当行は、2019年6月の定時株主総会決議を経て、普通株式への配当（基準日／2019年3月31日、配当金総額210億円、1株当たり482円、配当性向24.98%）を行っております。

また、当行単体及びファンドを通じて所有する上場有価証券等の評価損益に関しましては、その他有価証券評価差額金に計上しており、当該評価差額金は242億円（同比203億円減少）となりました。

損益の状況につきましては、経常収益は2,891億円（前連結会計年度比120億円減少）となりました。その内訳は、資金運用収益が1,694億円（同比129億円減少）、役務取引等収益が171億円（同比8億円増加）、その他業務収益が151億円（同比81億円増加）及びその他経常収益が873億円（同比82億円減少）となりました。

また、経常費用は2,101億円（同比370億円増加）となりました。その内訳は、資金調達費用が787億円（同比107億円減少）、役務取引等費用が3億円（同比10億円減少）、その他業務費用が123億円（同比87億円増加）、営業経費が673億円（同比24億円増加）及びその他経常費用が514億円（同比376億円増加）となりました。この結果、経常利益は789億円（同比491億円減少）となりました。

経常損益の内容としましては、資金運用収支については907億円（同比21億円減少）、役務取引等収支については168億円（同比19億円増加）、その他業務収支については28億円（同比6億円減少）となりました。なお、その他経常収支は359億円（同比458億円減少）となりました。

これらにより、税金等調整前当期純利益は830億円（同比437億円減少）となりました。

また、法人税、住民税及び事業税316億円（同比33億円減少）、法人税等調整額1億円（益）（前連結会計年度は14億円（益））及び非支配株主に帰属する当期純利益10億円（前連結会計年度比2億円減少）を計上いたしました結果、当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は504億円（同比414億円減少）となりました。

キャッシュ・フローにつきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは6,336億円の収入となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは4,085億円の支出となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローは1,044億円の収入となりました。以上の結果、現金及び現金同等物の当連結会計年度末残高は、前連結会計年度末残高に比べて3,290億円増加し、1兆2,328億円となりました。

なお、貸出金等に関しましては、当行は「銀行法」及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）の対象ではありませんが、自主的に資産の自己査定を実施しております。その結果、「銀行法」に基づく当行連結ベースの開示債権（リスク管理債権）は572億円（前連結会計年度末比57億円増加）となり、リスク管理債権残高の総貸出金残高に対する比率は0.46%（同比0.06ポイント上昇）となっております。

また、当行グループは、長期資金の供給（出融資）業務の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

2 業務別収支計算書<単体>

(2019年4月1日から)
(2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	特定投資業務	特定投資業務 以外の業務	合計
経 常 収 益	10,440	249,726	260,166
資 金 運 用 収 益	7,268	167,689	174,958
役 務 取 引 等 収 益	1,836	9,725	11,561
そ の 他 業 務 収 益	—	15,172	15,172
そ の 他 経 常 収 益	1,335	57,139	58,474
経 常 費 用	2,048	180,690	182,739
資 金 調 達 費 用	—	77,086	77,086
役 務 取 引 等 費 用	32	98	130
そ の 他 業 務 費 用	—	12,316	12,316
営 業 経 費	1,377	52,267	53,644
そ の 他 経 常 費 用	639	38,922	39,561
経 常 利 益	8,391	69,036	77,427
特 別 利 益	—	0	0
特 別 損 失	—	294	294
税 引 前 当 期 純 利 益	8,391	68,742	77,133
法 人 税 等 合 計	1,367	28,858	30,225
当 期 純 利 益	7,023	39,884	46,908

(注記)

1. 業務別収支計算書及び注記の作成の基礎

業務別収支計算書及び注記は、株式会社日本政策投資銀行が、株式会社日本政策投資銀行法（以下「法」という。）附則第2条の19の規定により、特定投資業務と特定投資業務以外の業務の区分ごとの収支の状況及び、当該事業年度の末日において特定投資業務に係る利益又は損失としてその他利益剰余金を特定投資剰余金に振り替える額の算定の過程を記載した書類を財務大臣に提出するとともに、これを公表するために、株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令附則第2条第1項に準拠し、作成している。

業務別収支計算書及び注記の作成に当たり採用した重要な会計方針は、以下の「2. 重要な会計方針」のとおりである。

2. 重要な会計方針

(整理方法)

- (1) 次に掲げる収益又は費用は、次の方法により法附則第2条の19各号に掲げる業務に整理。
- (i) 貸倒引当金戻入益及び貸倒引当金繰入額のうち一般貸倒引当金の繰入額及び取崩額 特定投資業務及び特定投資業務以外の業務に係る貸出金の額のうちそれぞれ一般貸倒引当金の計上対象となるものの期首及び期末の平均残高の額の比率により配分。

- (ii) 営業経費 特定投資業務に係る貸出金、有価証券（ただし国債は除く。）及び法附則第2条の12第4項第4号に規定する手法を用いた資金供給により取得した債権（貸出金及び有価証券を除く。）の額の合計額の期首及び期末の平均残高の額に株式会社日本政策投資銀行の平均営業経費の額（当該事業年度の直前の事業年度から起算して過去5事業年度の株式会社日本政策投資銀行の営業経費の額を平均したものをいう。）を株式会社日本政策投資銀行の平均投融資残高の額（当該事業年度の直前の事業年度から起算して過去5事業年度の株式会社日本政策投資銀行の貸出金、有価証券（ただし国債は除く。）及び法附則第2条の12第4項第4号に規定する手法を用いた資金供給により取得した債権（貸出金及び有価証券を除く。）の額の合計額の期首及び期末の平均残高の額を平均したものをいう。）で除して得た比率を乗じて得た額（小数点以下を四捨五入するものとする。）を特定投資業務に係る営業経費の額に整理し、株式会社日本政策投資銀行の営業経費の額から当該乗じて得た額を減じて得た額を特定投資業務以外の業務に係る営業経費の額に整理。
- (iii) その他経常収益及びその他経常費用のうち特定投資業務による資金供給の対象である法附則第2条の12第3項第2号に定める特定事業活動を行う事業者であって特定投資業務以外の業務においても資金供給の対象とするものとしてあらかじめ財務大臣に届け出た事業者（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合に限る。）に係る営業経費及びこれに類する費用 特定投資業務及び特定投資業務以外の業務に係る当該事業者の貸出金、有価証券（ただし国債は除く。）及び法附則第2条の12第4項第4号に規定する手法を用いた資金供給により取得した債権（貸出金及び有価証券を除く。）の額の合計額の当該事業者における期首及び期末の平均残高の額の比率により配分することにより整理。
- (iv) その他経常収益及びその他経常費用のうち特定投資業務による資金供給の対象である法附則第2条の12第3項第2号に定める特定事業活動を行う事業者であって特定投資業務以外の業務においても資金供給の対象とするものとしてあらかじめ財務大臣に届け出た事業者（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合に限る。）に係る収益（特定投資業務に直接整理できるものを除く。） 特定投資業務及び特定投資業務以外の業務に係る当該事業者の貸出金、有価証券（ただし国債は除く。）及び法附則第2条の12第4項第4号に規定する手法を用いた資金供給により取得した債権（貸出金及び有価証券を除く。）の額の合計額の当該事業者における期首及び期末の平均残高の額の比率により配分することにより整理。
- (v) 法人税等合計 特定投資業務に係る税引前当期純利益又は税引前当期純損失の額に、特定投資業務に係る法人税法（昭和40年法律第34号）第23条第1項に規定する配当等の額及び同法第23条の2第1項に規定する剰余金の配当等の額を減少した額に法定実効税率を乗じて得た額を特定投資業務に係る法人税等合計の額に整理し、株式会社日本政策投資銀行の法人税等合計の額から当該乗じて得た額を減じて得た額を特定投資業務以外の業務に係る法人税等合計の額に整理。
- (vi) 外貨建資産に係る為替差損益 特定投資業務のうち外貨建てで資産を計上しているものについては、当該業務に関する為替差損益を特定投資業務以外の業務に整理。
- (2) (1)に掲げる収益又は費用以外のものは、法附則第2条の19各号に掲げる業務に直接整理。

独立監査人の監査報告書

2020年5月11日

株式会社 日本政策投資銀行
取締役 会 御中

有限責任監査法人 東 京 事 務 所	ト	一	マ	ツ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉	田	波也人
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	嶋	田	篤行
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石	坂	武嗣

監査意見

当監査法人は、株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令（以下「省令」という。）附則第2条第3項の規定に基づき、株式会社日本政策投資銀行の2019年4月1日から2020年3月31日までの第12期事業年度の業務別収支計算書及び注記（以下併せて、「計算書」という）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書が、全ての重要な点において、省令附則第2条第1項に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項-計算書の作成の基礎

計算書は、株式会社日本政策投資銀行が株式会社日本政策投資銀行法附則第2条の19の規定により、財務大臣に提出するとともに、これを公表するために、省令附則第2条第1項に準拠して作成されており、したがって、それ以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、省令附則第2条第1項に準拠して計算書を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書を作成するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書を作成するに当たり、経営者は、継続企業に基づき計算書を作成することが適切であるかどうかを評価し、継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書の注記事項が適切でない場合は、計算書に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書の表示及び注記事項が、省令附則第2条第1項に準拠しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

その他の事項-会社法に基づく監査報告

株式会社日本政策投資銀行は、上記の計算書のほかに、2020年3月31日をもって終了する事業年度について、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠した計算書類及びその附属明細書を作成しており、当監査法人は、これらに対して2020年5月11日に別途、監査報告書を発行している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。
2. 計算書は、株式会社日本政策投資銀行の2020年4月1日から2020年3月31日までの第12期事業年度に係る財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記には含まれておりません。
3. 計算書は、有限責任監査法人トーマツによる会社法第436条第2項第1号の規定に基づく監査証明の対象ではありません。

3 子会社等の状況

子会社等数の増減

	前 期 末	当 期 末	増減 (△)
子 会 社	83	87	4
関 連 会 社	145	142	△3
合 計	228	229	1

4 連結自己資本比率の状況

〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕

(自己資本比率の状況)

当行は、銀行法第14条の2の適用を受けておりませんが、自己資本比率告示に基づく自己資本比率を算出する等、当該趣旨に準じた対応を図っております。

(参考)

自己資本比率は、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第19号)に定められた算式に基づき、算出しております。

なお、当行は、国際統一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては基礎的手法を採用しており、マーケット・リスク規制は導入しておりません。

また、自己資本比率の補完的指標であるレバレッジ比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準(平成31年金融庁告示第11号)に定められた算式に基づき、算出しております。

連結自己資本比率(国際統一基準)

(単位:億円、%)

	2020年3月31日
1. 連結総自己資本比率(4/7)	17.37
2. 連結Tier1比率(5/7)	17.27
3. 連結普通株式等Tier1比率(6/7)	17.26
4. 連結における総自己資本の額	33,734
5. 連結におけるTier1資本の額	33,536
6. 連結における普通株式等Tier1資本の額	33,517
7. リスク・アセットの額	194,186
8. 連結総所要自己資本額	15,534

連結レバレッジ比率(国際統一基準)

(単位:%)

	2020年3月31日
連結レバレッジ比率	17.96

当連結会計年度末の普通株式等Tier 1 資本の額は、特定投資業務にかかる政府からの産投出資の受け入れや親会社株主に帰属する当期純利益の計上等により、前連結会計年度末比1,526億円増加し3兆3,517億円となりました。一方、リスク・アセットの額の合計額は前連結会計年度末比2,153億円増加し19兆4,186億円となりました。

以上の結果、当連結会計年度末の連結普通株式等Tier 1 比率は、前連結会計年度末比0.60ポイント上昇し、17.26%となりました。

	前連結会計年度末 (2019年3月末)	当連結会計年度末 (2020年3月末)
	金額 (億円)	金額 (億円)
(1) Tier 1 資本の額		
普通株式等Tier 1 資本の額 ①	31,991	33,517
普通株式等Tier 1 資本に係る基礎項目の額	32,646	34,086
普通株式等Tier 1 資本に係る調整項目の額	654	568
その他Tier 1 資本の額	15	18
その他Tier 1 資本に係る基礎項目の額	15	18
その他Tier 1 資本に係る調整項目の額	0	0
計 ②	32,006	33,536
(2) Tier 2 資本の額		
Tier 2 資本に係る基礎項目の額	141	197
Tier 2 資本に係る調整項目の額	—	0
計	141	197
(3) 総自己資本合計 ③	32,148	33,734
(4) リスク・アセットの額の合計額		
信用リスク・アセットの合計額	189,950	192,093
オペレーショナル・リスク相当額に係る額 / 8%	2,083	2,093
計 ④	192,033	194,186

連結総自己資本比率 (国際統一基準) = ③ ÷ ④ × 100 (%)	16.74	17.37
連結Tier 1 比率 = ② ÷ ④ × 100 (%)	16.66	17.27
連結普通株式等Tier 1 比率 = ① ÷ ④ × 100 (%)	16.65	17.26

第2 連結財務諸表

1 連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社 33社

主要な会社名

DBJ Singapore Limited

(株)日本経済研究所

DBJ Europe Limited

DBJリアルエステート(株)

DBJ投資アドバイザー(株)

DBJキャピタル(株)

DBJ証券(株)

DBJアセットマネジメント(株)

(株)価値総合研究所

政投銀投資諮詢(北京)有限公司

(株)コンシスト

DBJ Americas Inc.

(連結の範囲の変更)

UDSコーポレート・メザニン4号投資事業有限責任組合他1社は重要性が増したことにより、合同会社アセット投資事業6号を営業者とする匿名組合は出資により、当連結会計年度から連結しております。

② 非連結子会社 54社

主要な会社名

DBJ地域投資(株)

非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

③ 他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社としなかった当該他の会社等の名称

鬼怒川ゴム工業(株)、ADVANIDE HOLDINGS PTE. LTD.、エイブリック(株)、(株)バリュープランニング、俺の(株)、マクセルイズミ(株)、Stellarworks International Co., Ltd.

(子会社としなかった理由)

投資育成目的のため出資したものであり、営業、人事、資金その他の取引を通じて出資先を傘下にいれる目的とするものではないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

② 持分法適用の関連会社 27社

主要な会社名

㈱AIRDO

(持分法適用の範囲の変更)

旭川空港ビル㈱は株式売却により、持分法の対象から除外しております。

③ 持分法非適用の非連結子会社 54社

主要な会社名

DBJ地域投資㈱

④ 持分法非適用の関連会社 115社

主要な会社名

合同会社ニュー・パースペクティブ・ワン

持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

⑤ 他の会社等の議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連会社としなかった当該他の会社等の名称

㈱ソシオネクスト、関東運輸㈱、㈱大將軍、PT.PETROTEKNO、C&A Tool Engineering, Inc.、

メディカル・ケア・サービス㈱、シミックCMO㈱、Wilsonart (Thailand) Co., Ltd.、

Wilsonart (Shanghai) Co., Ltd.、Wilsonart Asia Limited、NATIONAL CAR PARKS LIMITED、

メガバス㈱、たくみやホールディングス㈱、㈱フジバンビホールディングス、㈱インボイス、

㈱日本CMホールディングス、日本ヒーター機器㈱、㈱ヒロフ、㈱シモノ

(関連会社としなかった理由)

投資育成目的のため出資したものであり、営業、人事、資金その他の取引を通じて出資先を傘下にいれる目的とするものではないためであります。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結財務諸表の作成にあたっては、連結子会社の財務諸表を使用しております。

連結子会社の決算日は次のとおりであります。

12月末日 25社

2月末日 1社

3月末日 7社

なお、連結決算日と上記決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

(4) のれんの償却に関する事項

のれんについては、投資効果の発現する期間を見積り、当該期間において均等償却しております。

また、金額に重要性が乏しい場合には、発生年度において一括償却しております。

2 (2020年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	1,298,955	債券	3,314,656
コールローン及び買入手形	720,000	借入金	8,070,948
金銭の信託	20,082	社債	2,382,226
有価証券	2,374,268	その他負債	204,265
貸出金	12,415,985	賞与引当金	5,345
その他資産	162,849	役員賞与引当金	15
有形固定資産	423,433	退職給付に係る負債	8,092
建物	17,704	役員退職慰労引当金	146
土地	90,794	繰延税金負債	6,608
リース資産	635	支払承諾	267,306
建設仮勘定	425	負債の部合計	14,259,611
その他の有形固定資産	313,873	(純資産の部)	
無形固定資産	42,284	資本金	1,000,424
ソフトウェア	11,379	危機対応準備金	206,529
のれん	24,494	特定投資準備金	848,000
リース資産	2	特定投資剰余金	12,436
その他の無形固定資産	6,408	資本剰余金	636,466
退職給付に係る資産	1,263	利益剰余金	675,842
繰延税金資産	2,800	株主資本合計	3,379,698
支払承諾見返	267,306	その他有価証券評価差額金	24,297
貸倒引当金	△35,528	繰延ヘッジ損益	16,934
投資損失引当金	△36	為替換算調整勘定	△1,414
		退職給付に係る調整累計額	△958
		その他の包括利益累計額合計	38,858
		非支配株主持分	15,496
		純資産の部合計	3,434,054
資産の部合計	17,693,665	負債及び純資産の部合計	17,693,665

(1) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		289,144
資金運用収益	169,456	
貸出金利	138,413	
有価証券利息配当金	24,569	
コールローン利息及び買入手形利息	31	
預け金利息	108	
金利スワップ受入利息	6,339	
その他の受入利息	△6	
役員取引等収益	17,167	
その他の業務収益	15,165	
その他の経常収益	87,355	
償却債権取立益	6,255	
投資損失引当金戻入益	9	
その他の経常収益	81,089	
経常費用		210,151
資金調達費用	78,730	
債券利息	33,958	
コールマネー利息及び売渡手形利息	△72	
売現先利息	△60	
借入金利息	38,009	
短期社債利息	947	
社債利息	5,730	
その他の支払利息	216	
役員取引等費用	326	
その他の業務費用	12,310	
営業経費用	67,346	
その他の経常費用	51,437	
貸倒引当金繰入額	1,734	
その他の経常費用	49,703	
経常利益		78,992
特別利益		4,333
固定資産処分益	4,333	
特別損失		301
固定資産処分損失	135	
減損	165	
税金等調整前当期純利益		83,024
法人税、住民税及び事業税	31,637	
法人税等調整額	△131	
法人税等合計		31,505
当期純利益		51,518
非支配株主に帰属する当期純利益		1,062
親会社株主に帰属する当期純利益		50,456

(2) 連結包括利益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
当 期 純 利 益	51,518
そ の 他 の 包 括 利 益	△28,095
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△19,977
繰 延 へ ッ ジ 損 益	△5,432
為 替 換 算 調 整 勘 定	△75
退 職 給 付 に 係 る 調 整 額	△682
持 分 法 適 用 会 社 に 対 す る 持 分 相 当 額	△1,927
包 括 利 益	23,422
親 会 社 株 主 に 係 る 包 括 利 益	22,371
非 支 配 株 主 に 係 る 包 括 利 益	1,050

4 [2019年4月1日から] 連結株主資本等変動計算書
[2020年3月31日まで]

(単位：百万円)

	株主資本						株主資本合計
	資本金	危機対応準備金	特定投資準備金	特定投資剰余金	資本剰余金	利益剰余金	
当期首残高	1,000,424	206,529	588,000	5,412	766,466	651,887	3,218,719
会計方針の変更による累積的影響額						1,553	1,553
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,000,424	206,529	588,000	5,412	766,466	653,441	3,220,273
当期変動額							
政府の出資			130,000				130,000
資本剰余金から特定投資準備金への振替			130,000		△130,000		—
剰余金の配当						△21,030	△21,030
親会社株主に帰属する当期純利益						50,456	50,456
利益剰余金から特定投資剰余金への振替				7,023		△7,023	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	—	—	260,000	7,023	△130,000	22,401	159,425
当期末残高	1,000,424	206,529	848,000	12,436	636,466	675,842	3,379,698

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	44,652	23,766	△1,202	△272	66,943	10,682	3,296,345
会計方針の変更による累積的影響額							1,553
会計方針の変更を反映した当期首残高	44,652	23,766	△1,202	△272	66,943	10,682	3,297,899
当期変動額							
政府の出資							130,000
資本剰余金から特定投資準備金への振替							—
剰余金の配当							△21,030
親会社株主に帰属する当期純利益							50,456
利益剰余金から特定投資剰余金への振替							—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△20,355	△6,831	△212	△685	△28,084	4,814	△23,270
当期変動額合計	△20,355	△6,831	△212	△685	△28,084	4,814	136,155
当期末残高	24,297	16,934	△1,414	△958	38,858	15,496	3,434,054

5 〔2019年4月1日から〕 連結キャッシュ・フロー計算書
〔2020年3月31日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純利益	83,024
減価償却費	14,677
のれん償却額	1,838
減損損失	165
持分法による投資損益 (△は益)	△4,541
貸倒引当金の増減 (△)	191
投資損失引当金の増減額 (△は減少)	△9
賞与引当金の増減額 (△は減少)	279
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	0
退職給付に係る資産の増減額 (△は増加)	974
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	122
資金運用収益	△169,456
資金調達費用	78,730
有価証券関係損益 (△)	△6,983
金銭の信託の運用損益 (△は運用益)	△1,001
為替差損益 (△は益)	9,445
固定資産処分損益 (△は益)	△4,197
貸出金の純増 (△) 減	508,654
債券の純増減 (△)	124,119
借入金の純増減 (△)	83,088
普通社債発行及び償還による増減 (△)	275,763
預け金 (現金同等物を除く) の純増 (△) 減	△3,000
コールローン等の純増 (△) 減	△460,000
売現先勘定の純増減 (△)	△93,761
資金運用による収入	173,450
資金調達による支出	△83,035
その他	135,395
小 計	663,934
法人税等の支払額	△30,320
営業活動によるキャッシュ・フロー	633,613

投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	△846,286
有価証券の売却による収入	82,195
有価証券の償還による収入	319,425
金銭の信託の増加による支出	△4,255
金銭の信託の減少による収入	5,023
有形固定資産の取得による支出	△3,908
有形固定資産の売却による収入	42,452
無形固定資産の取得による支出	△3,157
無形固定資産の売却による収入	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△408,510
財務活動によるキャッシュ・フロー	
政府の出資による収入	130,000
配当金の支払額	△21,030
非支配株主からの払込みによる収入	761
非支配株主への配当金の支払額	△5,330
財務活動によるキャッシュ・フロー	104,400
現金及び現金同等物に係る換算差額	△651
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	328,851
現金及び現金同等物の期首残高	903,817
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	200
現金及び現金同等物の期末残高	1,232,869

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社株式及び持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。また、持分法非適用の投資事業組合等への出資金については組合等の事業年度に係る財務諸表等に基づいて、組合等の損益のうち持分相当額を純額で計上しております。

なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映された額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

② 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記①と同じ方法により行っております。

(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～50年

その他 4年～20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(4) 繰延資産の処理方法

債券発行費及び社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、当行の平均的な融資期間を勘案した過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した部署が第二次査定を実施しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は10,556百万円であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

（追加情報）

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）については、債務者の信用リスクに影響することが想定されますが、当行では、財務諸表等作成日における入手可能な情報に基づき必要に応じて個々の債務者の債務者区分に反映させううえで貸倒引当金を計上しております。

今後の感染拡大に伴う経済への影響は不確実であることから、翌年度の連結財務諸表において想定外の損失が発生する可能性があります。

(6) 投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(7) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(8) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(9) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(10) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理

(11) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産及び負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結子会社の外貨建資産及び負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

(12) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、繰延ヘッジ処理又は特例処理を採用しております。なお、包括ヘッジについては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日）を適用しております。

通貨スワップについては、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしているため、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等について振当処理を採用しております。なお、包括ヘッジについては、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。

また、在外子会社及び在外関連会社に対する持分への投資並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、包括ヘッジを行っており、在外子会社及び在外関連会社に対する持分への投資についてはヘッジ手段から生じた為替換算差額を為替換算調整勘定に含めて処理する方法、外貨建その他有価証券（債券以外）については時価ヘッジを適用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…債券・借入金・社債・有価証券及び貸出金

b. ヘッジ手段…通貨スワップ

ヘッジ対象…外貨建債券・外貨建借入金・外貨建社債・外貨建有価証券及び外貨建貸出金

c. ヘッジ手段…外貨建直先負債

ヘッジ対象…在外子会社及び在外関連会社に対する持分への投資並びに外貨建その他有価証券（債券以外）

③ ヘッジ方針

金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引等を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約又は一定のグループ毎に行っております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

リスク管理方針に従って、リスク減殺効果を検証し、ヘッジの有効性を評価しております。

なお、包括ヘッジに関して、相場変動を相殺する金利スワップについては、ヘッジ対象とヘッジ手段を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し、有効性の評価をしており、キャッシュ・フローを固定する金利スワップについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。また、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引については、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

在外子会社及び在外関連会社に対する持分への投資並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替リスクヘッジに関しては、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していることを確認することにより有効性の評価をしております。

また、個別ヘッジに関して、特例処理の要件を充たしている金利スワップ及び振当処理の要件を充たしている通貨スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(13) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び流動性預け金であります。

(14) 消費税等の会計処理

当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更

(米国会計基準ASU「金融資産及び金融負債の認識及び測定」)

米国会計基準に準拠して財務諸表を作成している海外連結子会社において、米国財務会計基準審議会会計基準アップデート（ASU）第2016-01号「金融資産及び金融負債の認識及び測定」を当連結会計年度から適用しております。

これにより、連結子会社及び持分法適用会社への投資を除く持分投資は原則として公正価値で評価し、その変動を純損益として認識しております。

この結果、当連結会計年度の期首において、利益剰余金が1,553百万円増加しております。また、当連結会計年度の連結損益計算書に与える影響は軽微であります。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 非連結子会社及び関連会社の株式及び出資金総額 251,401百万円
2. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に37,689百万円含まれております。

3. 貸出金のうち、破綻先債権額は8百万円、延滞債権額は30,341百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は該当ありません。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は26,914百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は57,264百万円であります。

なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金	19,235百万円
その他資産	4,208百万円
有形固定資産	219,630百万円
無形固定資産	5,130百万円

担保資産に対応する債務

借入金	188,276百万円
社債	5,125百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券154,643百万円及び貸出金923,054百万円を差し入れております。

出資先が第三者より借入を行うに当たり、その担保として有価証券11,782百万円を差し入れております。

また、その他資産には、金融商品等差入担保金17,572百万円及び中央清算機関差入証拠金10,273百万円が含まれております。

なお、このほか、株式会社日本政策投資銀行法附則第17条及び旧日本政策投資銀行法第43条等の規定により、当行の財産を日本政策投資銀行から承継した債券701,289百万円の一般担保に供しております。

8. 連結した特別目的会社のノンリコース債務は次のとおりであります。

ノンリコース債務

借入金	188,276百万円
社債	5,125百万円

当該ノンリコース債務に対応する資産

現金預け金	19,235百万円
その他資産	4,208百万円
有形固定資産	219,630百万円
無形固定資産	5,130百万円

9. 貸付金に係るコミットメントライン契約等は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,054,844百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが719,776百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 有形固定資産の減価償却累計額 39,825百万円

11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は4,462百万円であります。

12. 株式会社日本政策投資銀行法附則第2条の22等に基づき、危機対応業務の適確な実施のため、政府が出資した金額の累計額を危機対応準備金として計上しております。

なお、危機対応準備金は次の性格を有しております。

(1) 剰余金の額の計算においては、同法附則第2条の25の規定に基づき、危機対応準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。

(2) 欠損のてん補を行う場合、同法附則第2条の26の規定に基づき、資本準備金の額及び利益準備金の額が零となったときは、危機対応準備金の額を減少することができます。なお、危機対応準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、同法附則第2条の26の規定に基づき、危機対応準備金の額を増加しなければなりません。

(3) 危機対応業務の適確な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至ったと当行が認める場合には、同法附則第2条の27の規定に基づき、株主総会の決議及び財務大臣の認可によって、危機対応準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付するものとされています。

(4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、同法附則第2条の28の規定に基づき、危機対応準備金の額を国庫に納付するものとされています。

13. 株式会社日本政策投資銀行法附則第2条の23に基づき、特定投資業務の適確な実施のため、政府が出資した金額及び資本準備金の額から振り替えた金額を特定投資準備金として計上しております。また、特定投資業務に係る損益計算上生じた利益又は損失を利益剰余金の額から振り替え、特定投資剰余金として計上しております。

なお、特定投資準備金及び特定投資剰余金は次の性格を有しております。

- (1) 剰余金の額の計算においては、同法附則第2条の25の規定に基づき、特定投資準備金及び特定投資剰余金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- (2) 欠損のてん補を行う場合、同法附則第2条の26の規定に基づき、資本準備金の額及び利益準備金の額が零となったときは、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額を減少することができます。なお、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、同法附則第2条の26の規定に基づき、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額を増加しなければなりません。
- (3) 特定投資業務の適確な実施のために必要がないと当行が認める場合には、同法附則第2条の27の規定に基づき、株主総会の決議及び財務大臣の認可によって、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付することができます。
- (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、同法附則第2条の28の規定に基づき、国庫に帰属すべき額に相当する特定投資準備金及び特定投資剰余金の額を国庫に納付するものとされています。

(連結損益計算書関係)

1. その他の経常収益には、株式等売却益10,494百万円、持分法による投資利益4,541百万円、投資事業組合等利益26,575百万円、土地建物賃貸料12,273百万円、売電収入12,747百万円及び株式等償還益7,727百万円を含んでおります。
2. その他の経常費用には、株式等償却32,758百万円、投資事業組合等損失5,377百万円及び減価償却費9,045百万円を含んでおります。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

その他有価証券評価差額金：

当期発生額	△18,820	百万円
組替調整額	△10,019	〃
税効果調整前	△28,840	〃
税効果額	8,862	〃
その他有価証券評価差額金	△19,977	〃

繰延ヘッジ損益：

当期発生額	△1,064	〃
組替調整額	△6,853	〃
税効果調整前	△7,917	〃
税効果額	2,484	〃
繰延ヘッジ損益	△5,432	〃

為替換算調整勘定：

当期発生額	△75	〃
組替調整額	—	〃
税効果調整前	△75	〃
税効果額	—	〃
為替換算調整勘定	△75	〃

退職給付に係る調整額：

当期発生額	△1,071	〃
組替調整額	88	〃
税効果調整前	△983	〃
税効果額	301	〃
退職給付に係る調整額	△682	〃

持分法適用会社に対する持分相当額：

当期発生額	△1,820	〃
組替調整額	△107	〃
税効果調整前	△1,927	〃
税効果額	—	〃

持分法適用会社に対する持分相当額

その他の包括利益合計	△28,095	〃
------------	---------	---

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	43,632	—	—	43,632	

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当ありません。

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	21,030 百万円	482円	2019年 3月31日	2019年 6月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	9,948 百万円	228円	2020年 3月31日	2020年 6月29日

4. 特定投資剰余金に関する事項

利益剰余金のうち当連結会計年度の特定投資業務に係る当期純利益又は当期純損失の金額に相当する額は、当連結会計年度の末日において株式会社日本政策投資銀行法附則第2条の23第7項の規定により特定投資剰余金に計上され、当該額は同法附則第2条の25第1項の規定により、剰余金の額の計算上、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

(単位：百万円)

現金預け金勘定	1,298,955
定期性預け金等	△66,085
現金及び現金同等物	1,232,869

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、顧客に対し主に長期・安定的な資金を供給するための投融資を行っており、これらの事業を行うため、社債や長期借入金による調達に加え、国の財政投融資計画に基づく財政融資資金、政府保証債等の長期・安定的な資金調達を行っています。また、資金運用の多くが固定金利であるため、資金調達もこれに見合う固定金利を中心に行っております。

資金運用・資金調達にあたっては、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行うことで、金利・通貨等の変動による収益・経済価値の低下や過度な資金不足の発生回避又は抑制に努めており、その一環として、主に金利・通貨のデリバティブ取引を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主に国内の取引先に対する投融資であり、顧客の契約不履行や信用力の低下によってもたらされる信用リスクに晒されています。当期の連結決算日における貸出金に占める業種別割合のうち上位の業種は、電気・ガス・熱供給・水道業、不動産業、物品賃貸業、運輸業、郵便業等となっており、当該業種を巡る経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行に影響が及ぶ可能性があります。また、有価証券は、主に債券、株式及び組合出資金等であり、純投資目的及び事業推進目的（子会社・関連会社向けを含む）で保有していますが、これらは発行体の信用リスク、受取金利が発生するものについて金利リスク、市場価格があるものについて価格変動リスク等に晒されています。なお当行グループはトレーディング（特定取引）業務を行っていませんので、同業務に付随するリスクはありません。

社債及び借入金は、一定の環境の下で当行グループが市場を利用出来なくなる資金流動性リスク、及び金利リスクに晒されていますが、資金運用・資金調達の制御や金利スワップ取引などを行うことによりそれらのリスクを回避又は抑制しています。

外貨建投融資等については為替リスクに晒されているため、見合いの外貨建負債として社債等の調達を行うほか、為替スワップや通貨スワップ取引等を行うことにより当該リスクの回避又は抑制に努めています。

デリバティブ取引として金利リスク又は為替リスクを回避又は抑制する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引等を行っており、必要に応じてヘッジ会計を適用しておりますが、当該ヘッジ会計に関するヘッジ手段、ヘッジ対象、ヘッジ方針及びヘッジの有効性の評価方法等については、「会計方針に関する事項（12）重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行グループは、統合的リスク管理規程等の信用リスクに関する内部規程に従い、投融資について個別案件の与信管理及びポートフォリオ管理を行っています。個別案件の与信管理においては、営業担当部署と審査担当部署を分離し相互に牽制が働く態勢のもと与信先の事業遂行能力やプロジェクトの採算性等を審査したうえで債務者格付の付与、与信額や担保・保証の設定を行うほか、重要事項について投融資決定委員会において審議するなど適切な与信運営を実施する管理態勢を構築しています。ポートフォリオ管理については、債務者格付等を基礎に統計分析を行い、与信ポートフォリオ全体が内包する信用リスク量を計測し、自己資本額との比較等によりリスク量が適正水準に収まっているかを定期的に検証しています。

有価証券の信用リスクについては個別案件の与信管理は貸出金と同様の方法にて管理を行っているほか、時価のある有価証券については定期的な時価変動のモニタリングを実施しています。また、デリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、再構築コスト等のエクスポージャーを定期的に計測しつつ取引相手信用力を常時把握した上で限度枠の設定により管理しており、また中央清算機関の利用及び相対のCSA (Credit Support Annex) に基づく証拠金の授受によるリスク管理を図っています。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当行グループは、ALMによって金利の変動リスクを管理しています。ALMに関する内部規程においてリスク管理方法や手続等の詳細を定め、また、経営会議及びALM・リスク管理委員会においてALMに関する方針策定や実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。さらにリスク管理担当部署において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、金利感応度 (Duration、BPV : Basis Point Value)、VaR (Value at Risk) 等によるモニタリングを、ALM・リスク管理委員会にて定期的に行っています。また、ALMの一環として金利スワップ等を利用して金利リスクの回避又は抑制を行っています。

(ii) 為替リスクの管理

当行グループの外貨建投融資等は為替の変動リスクに晒されるため、外貨建社債等を調達しているほか、為替スワップや通貨スワップ等を利用して為替リスクの回避又は抑制を行っています。

(iii) 価格変動リスクの管理

時価のある有価証券など価格変動リスクのある金融資産については、価格変動の程度や市場流動性の高低など商品毎の時価変動リスクを踏まえて策定された内部の諸規程や方針に基づき、リスク管理担当部署が必要に応じて関与しつつ新規取得が行われる態勢となっています。また、事後においても定期的なモニタリングを通じて、価格変動リスクを適時に把握し、それをALM・リスク管理委員会へ定期的に報告しています。

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、事務管理、リスク管理の担当部署をそれぞれ分離し内部牽制を確立しており、各業務は内部の諸規程に基づき実施されています。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

当行グループはトレーディング業務を行っておらず、資産・負債ともに全てトレーディング目的以外の金融商品となります。

市場リスク量（損失額の推定値）は、金利感応度分析（100BPV）や分散共分散法（保有期間1年、観測期間5年以上、信頼区間99.9%）によるVaRに基づく手法により算出しております。2020年3月31日現在の市場リスク（金利、為替、価格変動に関するリスク）量は、48,910百万円です。かかる計測はリスク管理担当部署により定期的実施され、ALM・リスク管理委員会へ報告することでALM運営の方針策定等に利用しています。

なお、過去の相場変動をベースに算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しているVaRや、100BPVについては通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

当行グループでは、モデルが算出するリスク量と実際に発生した市場変動に基づいて計算した仮想損益を比較するバックテスティングを実施するとともに、他のリスク指標による計測、ストレステストの実施等により、モデルのみでは把握しきれないリスク等もきめ細かく把握し、厳格なリスク管理を行っていることを認識しております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行グループは、資金流動性リスク管理の内部規程に基づき、リスク管理担当部署による資金流動性保有額及びキャッシュ・フロー・ラダーのモニタリングを、ALM・リスク管理委員会にて定期的に行っています。ALM・リスク管理委員会では、リスクの状況に応じ資金調達・運用の制御等の適切な対応を行うことで、流動性リスクの管理を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	1,298,955	1,298,955	—
(2) コールローン及び買入手形	720,000	720,000	—
(3) 金銭の信託	18,467	19,155	688
(4) 有価証券			
満期保有目的の債券	456,324	459,343	3,019
その他有価証券	1,001,977	1,001,977	—
関連会社株式	2,612	2,272	△340
(5) 貸出金	12,415,985		
貸倒引当金（*1）	△35,463		
	12,380,522	12,885,374	504,852
資産計	15,878,859	16,387,078	508,219
(1) 債券	3,314,656	3,399,500	84,844
(2) 借入金	8,070,948	8,139,492	68,544
(3) 社債	2,382,226	2,396,272	14,045
負債計	13,767,831	13,935,265	167,434
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	33,367	33,367	—
ヘッジ会計が適用されているもの	1,859	1,859	—
デリバティブ取引計	35,226	35,226	—

（*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（*2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

コールローン及び買入手形は、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 金銭の信託

金銭の信託の信託財産構成物である金銭債権の評価は「(5) 貸出金」と同様の方法により時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」に記載しております。

(4) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。債券のうちこれらがないものについては、債券の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を当該キャッシュ・フローに固有の不確実性（信用リスク）を負担するための対価（リスク・プレミアム）を無リスクの利子率に加算した利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(5) 貸出金

貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額（金利スワップの特例処理の対象とされた貸出金については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額）を当該キャッシュ・フローに固有の不確実性（信用リスク）を負担するための対価（リスク・プレミアム）を無リスクの利子率に加算した利率で割り引いて時価を算定しております。（一部の貸出金は為替予約等の振当処理の対象とされており、円貨建貸出金とみて現在価値を算定しております。）なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、債権の全部又は一部が要管理債権である債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、信用リスク等を反映させた当該キャッシュ・フローを無リスクの利子率で割り引いて時価を算定しております。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

負債

(1) 債券

当行の発行する債券のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行の信用状態は発行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるもののうち、市場価格のあるものは市場価格によっております。また、固定金利によるもののうち、市場価格のないものは、一定の期間ごとに区分した当該債券の元利金の合計額（金利スワップの特例処理の対象とされた債券については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額）を当行が負担する対価（リスク・プレミアム）

を無リスクの利子率に加算した利率で割り引いて現在価値を算定しております。（一部の債券は為替予約等の振当処理の対象とされており、円貨建債券とみて現在価値を算定しております。）

(2) 売現先勘定

売現先勘定は、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額（金利スワップの特例処理の対象とされた借入金については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額）を当行及び連結子会社が負担する対価（リスク・プレミアム）を無リスクの利子率に加算した利率で割り引いて現在価値を算定しております。（一部の借入金は為替予約等の振当処理の対象とされており、円貨建借入金とみて現在価値を算定しております。）

(4) 社債

当行及び連結子会社の発行する社債のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状態は発行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるもののうち、市場価格のあるものは市場価格によっております。また、固定金利によるもののうち、市場価格のないものは、一定の期間ごとに区分した当該社債の元利金の合計額（金利スワップの特例処理の対象とされた社債については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額）を当行及び連結子会社が負担する対価（リスク・プレミアム）を無リスクの利子率に加算した利率で割り引いて現在価値を算定しております。（一部の社債は為替予約等の振当処理の対象とされており、円貨建社債とみて現在価値を算定しております。）

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ）、通貨関連取引（通貨スワップ、為替予約）及びクレジット・デリバティブ取引であり、割引現在価値等により算定した価額、取引先金融機関から提示された価格等によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
① 金銭の信託（*1）	1,615
② 非上場株式（*2）（*3）	328,439
③ 組合出資金（*1）	327,173
④ 非上場その他の証券等（*2）（*3）	286,597
合 計	943,826

- (※1) 信託財産・組合財産等が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。
- (※2) 市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、時価開示の対象とはしていません。
- (※3) 当連結会計年度において、28,734百万円（うち非上場株式28,692百万円、非上場その他の証券41百万円）の減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	1,298,950	—	—	—	—	—
コールローン及び 買入手形	720,000	—	—	—	—	—
有価証券	132,914	290,450	213,549	163,901	128,189	159,098
満期保有目的の 債券	99,488	157,180	50,303	85,240	61,109	3,000
その他有価証券 のうち満期があ るもの	33,425	133,269	163,245	78,661	67,079	156,098
貸出金(※)	2,180,066	3,194,175	2,553,222	1,975,325	1,793,140	689,705
合計	4,331,931	3,484,626	2,766,772	2,139,226	1,921,329	848,803

(※) 破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない30,349百万円は含めておりません。

(注4) 社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
借入金	1,104,333	2,048,497	1,406,720	1,013,993	1,056,239	1,441,165
債券及び社債	557,653	1,677,754	1,246,749	912,840	988,613	313,271
合計	1,661,986	3,726,252	2,653,469	1,926,833	2,044,852	1,754,436

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。

1. 売買目的有価証券（2020年3月31日現在）

該当ありません。

2. 満期保有目的の債券（2020年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えるもの	国債	50,241	55,670	5,428
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	171,981	174,010	2,029
	その他	66,739	67,150	410
	小計	288,963	296,831	7,868
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えないもの	国債	30,282	30,261	△21
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	81,439	78,533	△2,905
	その他	55,638	53,716	△1,921
	小計	167,360	162,511	△4,849
合計		456,324	459,343	3,019

3. その他有価証券（2020年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	株式	348,451	320,959	27,491
	債券	249,726	246,558	3,167
	国債	54,139	53,246	893
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	195,586	193,312	2,274
	その他	12,652	8,199	4,453
	小計	610,830	575,717	35,112
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないもの	株式	7,516	8,913	△1,397
	債券	381,944	386,158	△4,213
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	381,944	386,158	△4,213
	その他	61,685	61,754	△69
	小計	451,146	456,826	△5,679
合計		1,061,977	1,032,544	29,433

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	16,148	9,634	92
債券	55,303	299	5
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	55,303	299	5
その他	10,584	1,321	—
合 計	82,035	11,256	98

6. 保有目的を変更した有価証券
記載すべき重要なものはありません。

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、3,984百万円（全額が株式）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合と30%以上50%未満下落し、かつ時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められない場合であります。

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託（2020年3月31日現在）

該当ありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託（2020年3月31日現在）

該当ありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2020年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの (百万円)	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	20,082	19,693	388	986	597

（注）「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

（1株当たり情報）

1株当たりの純資産額 63,755円66銭

1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額 1,075円90銭

（注）純資産額の算定にあたっては、株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令に基づき、連結貸借対照表に掲げる純資産の部の合計額から危機対応準備金、特定投資準備金のうち国庫に帰属すべき額に相当する金額及び特定投資剰余金のうち国庫に帰属すべき額に相当する金額を除いた金額を普通株主に係る期末の純資産額としております。

親会社株主に帰属する当期純利益の算定にあたっては、株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令に基づき、連結損益計算書に掲げる親会社株主に帰属する当期純利益から特定投資業務に係る当期純利益のうち国庫に帰属すべき額に相当する金額を除いた金額を普通株主に係る親会社株主に帰属する当期純利益としております。